住所　愛媛県松山市保免上２丁目７番19号
　崔愛華　昭和53年８月13日生
住所　浜松市南区遠州浜１丁目23番２―601号
　許美香　昭和52年２月16日生
住所　京都市南区吉祥院九条町15番地１
　千昌美　昭和59年11月17日生
住所　京都市南区唐橋西寺町58番地１
　千美幸　昭和55年11月25日生
住所　宮崎県延岡市野地町６丁目5390番地３
　イヒネ・オフレ　平成３年11月15日生
住所　東京都荒川区南千住３丁目５番23―901号
　陳雪瓊　昭和60年２月14日生
住所　愛知県尾張旭市吉岡町１丁目８番地２
　李由花里　昭和39年11月７日生
　李由衣　昭和62年５月14日生
住所　長野市大字下駒沢2864番地３
　コーラ・メイ・コバヤシ　昭和23年２月24日生
住所　東京都中央区日本橋中洲１番９―1001号
　趙氷　昭和54年２月18日生
住所　奈良県葛城市尺土58番地９
　李謙旬　昭和43年３月30日生
住所　群馬県伊勢崎市豊城町2103番地１
　ヴィニシウス・カズアキ・タシマ　平成６年６月29日生
住所　横浜市南区大岡１丁目36番６号
　董棚　昭和51年９月22日生
住所　群馬県館林市高根町1000番地367
　李明子　昭和44年６月９日生
　兪将太　平成５年４月４日生
　兪勇志　平成８年９月21日生
住所　静岡市駿河区聖一色69番地17
　髙圭倍　昭和55年５月15日生
住所　神戸市中央区脇浜町１丁目３番６―401号
　朴慶子　昭和54年11月26日生
住所　兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目26番１号
　林加津江　昭和39年１月21日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区西浜町１丁目11番地
　李花純　昭和50年３月12日生
住所　兵庫県たつの市新宮町光都３丁目25番１―C309号
　姜公秀　昭和63年２月３日生
住所　愛知県日進市岩崎町神明14番地１
　徐量正　昭和51年７月13日生
住所　東京都町田市原町田６丁目21番18号
　林茂　昭和37年10月30日生
住所　埼玉県戸田市氷川町１丁目６番15―106号
　琴夕美　昭和51年７月７日生
住所　大阪府八尾市久宝寺１丁目２番25号
　姜健司　昭和53年２月10日生
住所　京都市左京区岩倉西宮田町45番地
　王暁黎　昭和42年８月５日生
住所　京都市下京区木屋町通松原上る３丁目天王町143番地１
　李敬子　昭和60年５月13日生
住所　群馬県館林市大谷町1028番地39
　張勝利　昭和45年４月１日生
　張忠瑶　平成８年５月13日生
　張忠慈　平成17年10月４日生
住所　東京都足立区東保木間２丁目11番19号
　龍玉泉　昭和46年２月10日生
住所　愛知県小牧市大字本庄2613番地26
　呉仁鎮　昭和38年12月29日生
　朴弘子　昭和41年１月３日生
　呉清乃　平成６年３月11日生
　呉賢泳　平成７年12月26日生
住所　東京都江東区冬木15番17号
　ダリオ・カズオ・タヒラ・タカミ　平成２年11月13日生

○厚生労働省告示第四百二十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である一般社団法人長野市薬剤師会について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十七年七月一日をもってその住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　住所
　変更前　長野県長野市若里五丁目十一番一号
　変更後　長野県長野市アークス十三番十一号
二　試験検査を行う事業所の所在地
　変更前　長野県長野市若里五丁目十一番一号
　変更後　長野県長野市アークス十三番十一号

○農林水産省告示第二千二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福島県相馬郡新地町駒ケ嶺字白子下一、二、四、六から八まで、一二、一三、一八から二〇まで、二三、二四、四七、四八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長崎県西海市西海町太田原郷字山伏谷一〇三一の一五、字ヌゲノ谷一〇五一の四
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　１　主伐は、択伐による。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　香川県さぬき市大川町田面字小殿三〇〇五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及びさぬき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市膳所上別保町字別保谷七五九・七五九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）